

大津市企業局会計年度任用職員募集要項

【職種：一般事務 2種（水質検査業務担当職員 育休代替） 水質管理課】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務1人）

2 募集職種 一般事務 2種 水質管理課

3 業務内容

水質管理課で行う以下の業務

- (1) 水質検査業務
- (2) 水質管理業務
- (3) 採水業務
- (4) 電話・窓口対応業務
- (5) パソコンを使った資料作成、データ入力業務
- (6) その他所属長の指示する業務 等

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) 化学の専門知識を有し、水質検査および水質管理の知識、経験があること
- (2) 普通自動車運転免許（A T車可）※免許取得後1年経過していること
- (3) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること
- (4) パソコン（ワード・エクセル）の基本的操作が行えること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月5日（木）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

③運転免許証

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市企業局水道事業部水質管理課 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-524-1644

7 選考日時及び選考会場

令和8年2月12日（木） 14時～

大津市柳が崎6番1号 済水管理センター（柳が崎浄水場内）

8 選考方法

面接試験

水質検査・水質管理に関する試験（口頭試問）

※上記6に記載の書類をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2月19日頃までに、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年1月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	<input type="checkbox"/> 原則あり <input checked="" type="checkbox"/> 原則なし (この職は、正規職員の育児休業取得に伴う募集であるため、期間限定で募集する職です。任用期間は、令和9年1月31日までとし、原則再度の任用はありません。ただし、職員の育児休業が延長され、また勤務成績が良好な場合は、再度任用される場合があります。)
勤務地	大津市柳が崎6番1号 済水管理センター 水質管理課
勤務地変更の可能性	なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）8時40分～16時40分 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額207,875円～231,774円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率

	<p>に応じた割合で支給します。</p> <p>通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円）、時間外勤務手当相当、特殊勤務手当相当が要件により支給されます。</p>
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	<p>地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。</p> <p>営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：当月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めところにより変更します。